



ちばSDGs

千葉県PRマスコットキャラクター
チーバくん
千葉県 S D G s シンボルマーク
ガイドライン

【目次】

1 P 趣意

2 P デザイン

3 P 色指定

4 P 使用ルール（標記）

5 P 展開例

6 P デザイン禁止事項

7 P 使用手続き（ちばSDGsパートナーの使用）

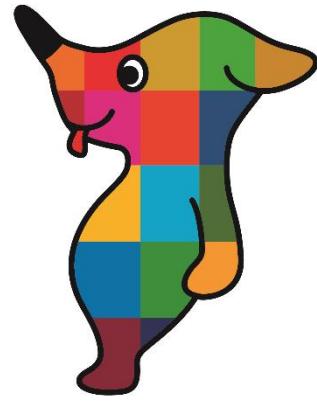
千葉県 S D G s シンボルマークの趣旨について

○千葉県 S D G s シンボルマークについて

「ゆめ半島千葉国体」「ゆめ半島千葉大会」のマスコットキャラクターとして誕生して以来、多くの方に愛されている千葉県マスコットキャラクター チーバくん。

普段は赤色のチーバくんが、S D G s のロゴやアイコンと同じ 17 色の姿になりました。

千葉県における S D G s を推進する機運を一層高めることを目的として作成したシンボルマークです。



ちばSDGs

(参考) チーバくんについて（千葉県ホームページ「チーバくんの広場」より抜粋）

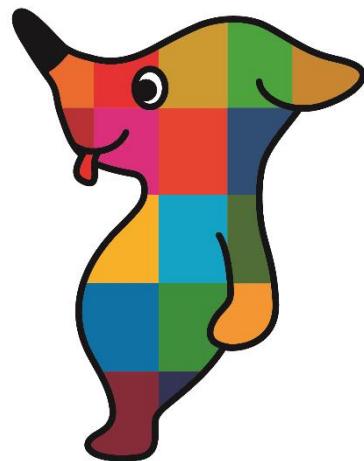
千葉県に住む、不思議ないきもの。好奇心旺盛でいろいろなことに挑戦するのが大好き。未知のものに立ち向かうときほど勇気と情熱がわき、からだが赤く輝く。食いしん坊でいたずら好きな面も。横から見た姿が千葉県の形をしています。

お誕生日は平成19年1月11日。



デザイン（カラー）

【ロゴなし】

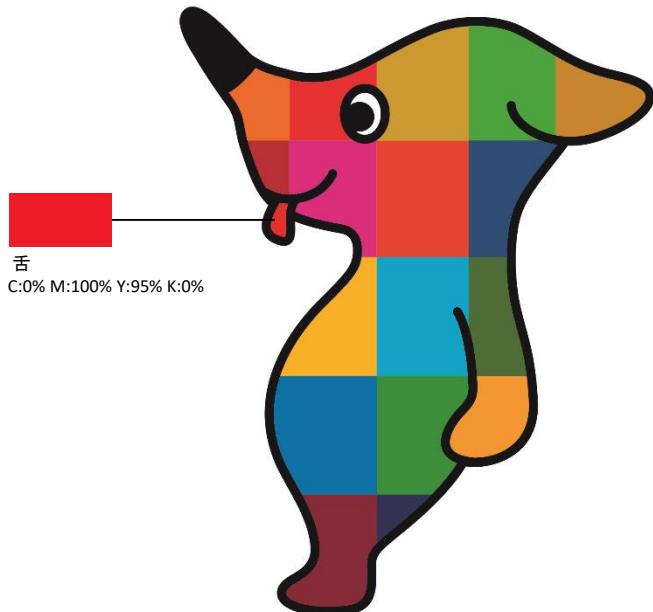


【ロゴ入り】



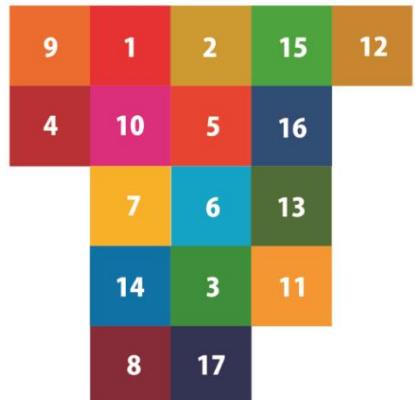
ちばSDGs

以下に定められた色でお使いください



ちばSDGs

色の配置



1	2	3	4	5
C:1% M:100% Y:92% K:0%	C:18% M:37% Y:100% K:1%	C:81% M:15% Y:100% K:2%	C:16% M:100% Y:86% K:7%	C:0% M:90% Y:94% K:0%
6	7	8	9	10
C:82% M:7% Y:9% K:0%	C:0% M:31% Y:100% K:0%	C:29% M:100% Y:70% K:27%	C:0% M:71% Y:98% K:0%	C:6% M:98% Y:9% K:0%
11	12	13	14	15
C:0% M:45% Y:96% K:0%	C:18% M:48% Y:100% K:2%	C:74% M:32% Y:95% K:19%	C:96% M:41% Y:6% K:0%	C:75% M:4% Y:100% K:0%
16	17			
C:100% M:71% Y:22% K:5%	C:100% M:86% Y:29% K:23%			

〈標記例〉



千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん

デザインを使用する場合には、
「千葉県PRマスコットキャラクター チーバくん」と
標記すること。（略称「チーバくん」可）

ちばSDGsパートナーの登録番号を付すること。

原則「ちばSDGs」のロゴを入れる場合は、ロゴ
のフォントを変えないこと。

ちばSDGs

ちばSDGsパートナー ●●号

NG



ちばSDGs

- ・ロゴのフォントを変えない

NG



〇〇SDGs

- ・ロゴの内容を変えない

展開例

●企業ロゴと使用する際の例

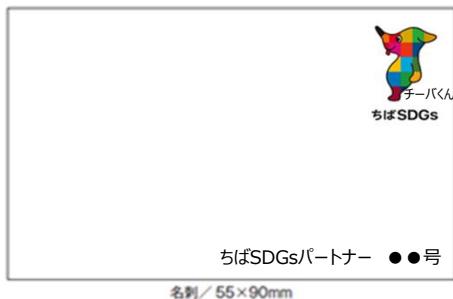


千葉県 P R マスコットキャラクター チーバくん

ちばSDGs

ちばSDGsパートナー ●●号

●展開例（EX:名刺、のぼり、チラシ）



デザイン禁止事項

キャラクターのイメージを守るために、禁止の使用例をご確認ください。

※その他の使用方法でも、県がイメージを損なうと判断した場合は、デザイン変更をお願いする場合があります。

NG



ちばSDGs



ちばSDGs

NG



ちばSDGs

NG



ちばSDGs

比率を変えない

- ・縦横比率の変更 NG
- ・部分的な拡大縮小 NG

デザインを変えない

- ・動きを変えない
- ・傾けたり反転させたりしない
- ・トリミングしない

規定カラーを変更しない

- ・パート、縁の線も変更しない
- ・17色の配置を変えない

NG



ちばSDGs

NG



ちばSDGs

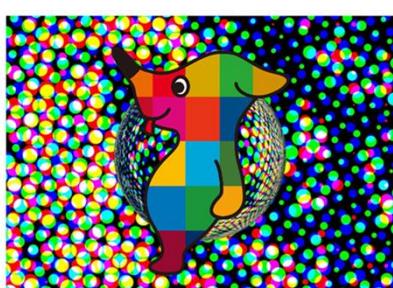
表情を変えない

- ・目や鼻などのパート移動 NG
- ・カラー変更 NG

他のアイテムを重ねない

- ・チーバくんの上に別デザインやイラスト等のアイテムを重ねることは禁止です

NG



17色が目立たなくなるような
背景はNG

NG



チーバくんを透かして
背景と同化させるのはNG

NG



体の一部と背景色が同化
するのはNG

- シンボルマークの使用に当たっては、案件毎に使用の届け出が必要となります
- 届け出は、所定の様式を千葉県に提出していただきます

○必要書類

- ・千葉県SDGsシンボルマーク使用届出書
(「千葉県 S D G s シンボルマーク」使用取扱要領 第1号様式)
- ・企画書

○使用料

無償

○使用イメージ **※収益目的での使用は禁止です**

- ・社員の名刺・名札へシンボルマークを刷り込む
- ・企業案内（決算報告）やHP等にシンボルマークを掲載
- ・SDGsの普及・啓発を図ることを目的としたグッズ等を作成し、無償で配布する
- ・SDGsの普及・啓発を目的としたイベント等を開催し、集客用のチラシや会場装飾（のぼり、横断幕等）に使用する

○禁止事項等

本ガイドライン記載事項並びに『「千葉県 S D G s シンボルマーク」使用取扱要領』第3条、第6条、第7条をご確認下さい。

○申込様式の入手方法

千葉県ホームページよりダウンロードをお願いします。

URL:<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sdgs/sdgs-symbolmark.html>

※ちばSDGsパートナー以外の使用につきましては、個別協議となりますので、以下の連絡先までお問い合わせください。

【届出・相談窓口】
総合企画部政策企画課企画調整室
TEL 043-223-2440
Mail kityo03@mz.pref.chiba.lg.jp